

医道審議会薬剤師分科会の設置について

医道審議会

医道分科会

医師分科会

歯科医師分科会

保健師助産師看護師分科会

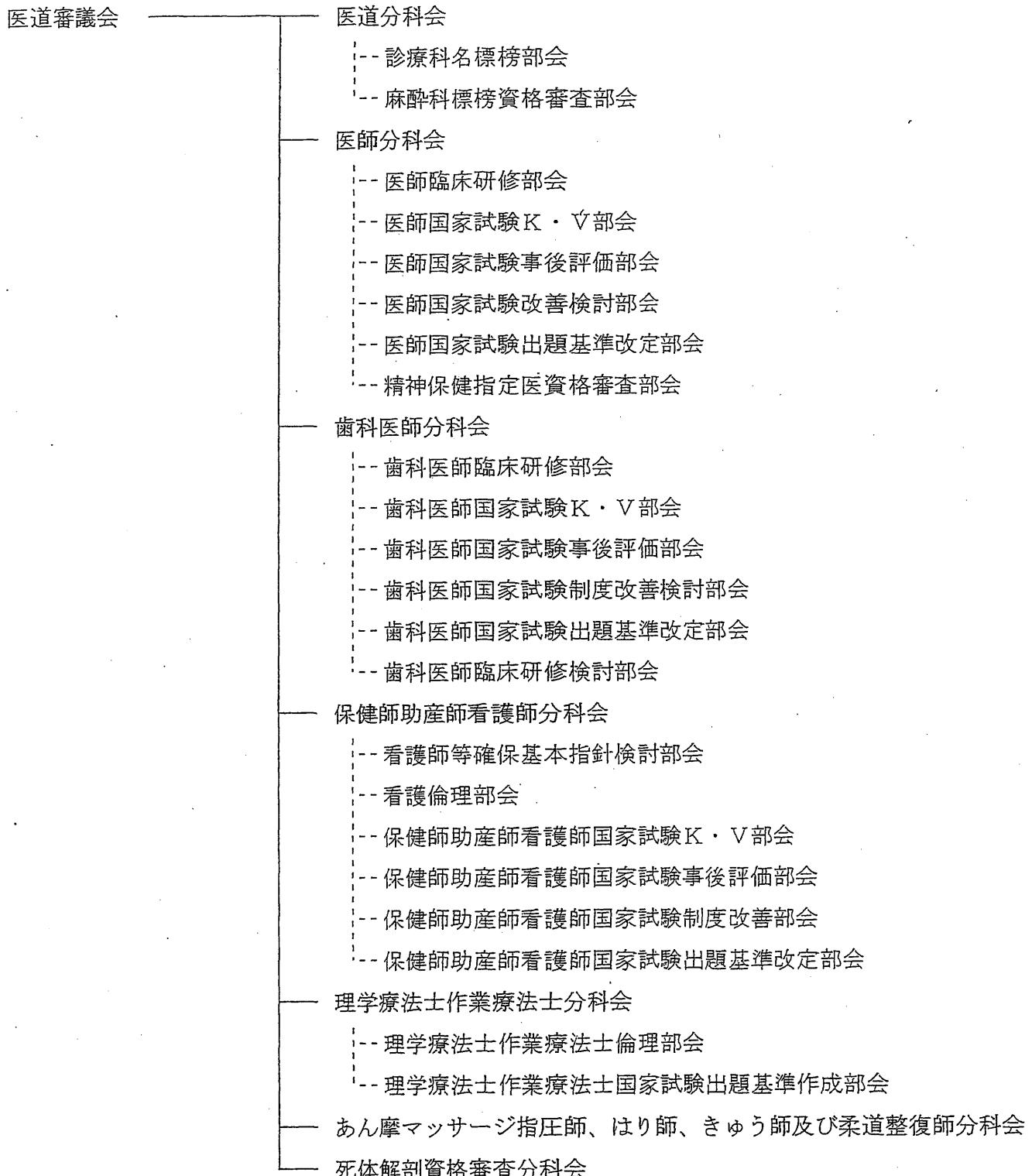
理学療法士作業療法士分科会

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
及び柔道整復師分科会

薬剤師分科会

死体解剖資格審査分科会

医道審議会の構成



※ 実線は、法律又は政令で定められているもの。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立印刷局

〔政
令〕
次

- | | |
|----|--|
| 二〇 | ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令等の一部を改正する政令
令(一一七) |
| 一九 | ○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令(一一九) |
| 一八 | ○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一一九) |
| 一七 | ○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一七) |
| 一六 | ○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一八) |
| 一五 | ○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九) |
| 一四 | 〔府令・省令〕 |
| 一三 | ○地方法規の一部を改正する命令 |
| 一二 | ○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する政令(一一一) |
| 一一 | ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令(一一一) |
| 一〇 | ○予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一三) |
| 九 | ○麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(一一四) |
| 八 | ○母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(一一五) |
| 七 | ○健康保険法施行令等の一部を改正する政令(一一六) |
| 六 | 〔省令〕 |
| 五 | ○総務省組織規則の一部を改正する省令(総務四九) |
| 四 | ○総務省定員規則の一部を改正する省令(同五〇) |

府
令

- | | | |
|--|--|--|
| ○ 地方入国管理局組織規則の一部を改
正する省令 (法務一四) | ○ 刑事施設及び被収容者の処遇に關す
る規則の一部を改正する省令 | ○ 罷正管区組織規則の一部を改正する
省令 (同一五) |
| ○ 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織
規則の一部を改正する省令 (同一六) | ○ 少年院及び少年鑑別所組織規則の一
部を改正する省令 (同一七) | ○ 法務局及び地方法務局組織規則の一
部を改正する省令 (同一八) |
| ○ 罷正管区組織規則の一部を改正する
省令 (同一九) | ○ 公安調査厅組織規則の一部を改正す
る省令 (同一〇) | ○ 法務省組織規則の一部を改正する省
令 (同一一) |
| ○ 財務省定員規則の一部を改正する省
令 (財務一七) | ○ 国家公務員共済組合法施行規則の一
部を改正する省令 (同一二) | ○ 個別労働関係紛争の解決の促進に關
する法律施行規則の一部を改正する省
令 (厚生労働七五) |
| ○ 雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令 (同一三) | ○ 健康保険法施行規則等の一部を改正
する省令 (同一四) | ○ 労働者災害補償保険法施行規則及び
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に
關する特別措置法施行規則の一部を改
正する省令 (同一五) |
| ○ 厚生労働省組織規則の一部を改正す
る省令 (同一六) | ○ 中國残留邦人等の円滑な帰國の促進
及び永住帰國後の自立の支援に關す
る法律施行規則等の一部を改正する
省令 (同一七) | ○ 母子及び寡婦福祉法施行規則の一
部を改正する省令 (同一八) |
| ○ 母子及び寡婦福祉法施行規則の一
部を改正する省令 (同一九) | (以下次のページへ続く) | (二五) |

本日公布された法令の「あらまつ」四ページに掲載されています。

○母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八一)

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

〔府令・省令〕

三 政府代表部

地 域	所 在 地	控除率	限 度					額
			单 位	公 使	1 号	2 号	3 号	
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	5.4% 9.9%	アメリカ合衆国ドル カナダ・ドル	8,052 4,237	6,588 3,467	5,612 2,953	4,880 2,568	4,392 2,311
欧洲	ヴィーン (生ヴィーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合)	8.1% 7.1% 7.1% 7.1% 7.1% 7.1%	ユーロ スイス・フラン スイス・フラン ユーロ ユーロ ユーロ	3,708 7,092 5,802 4,943 4,298 3,459 2,946 2,562 2,306 2,050	3,033 5,802 5,802 4,943 4,298 3,459 2,946 2,562 2,306 2,050	2,584 4,943 4,298 3,868 3,868 2,946 2,562 2,306 2,050	2,247 3,438 3,438 3,438 3,438 2,022 1,798 1,798 1,798 1,798	1,634 1,634 1,634 1,634 1,634 1,634 1,634 1,634 1,634 1,634
		9.0%	ユーロ	3,369	2,757	2,348	2,042	1,838

(施行期日)
(経過措置)

根「案」の政令は、平成二十年四月一日からの施行である。
 案、在中華人民共和国、在バラオ、在マーハヤン、在コスタリカ、在キルギズ、在トルクメニスタン、及び在レバノンの各日本大使館並びに在上場、在重慶及び在フランクフルトの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて平成二十年四月三十日において現地居住する住宅に引き続きするもの、在勤基本手当の額に係る限度額について、「」の政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかるわいが、なお從前の例によること。

外務大臣 高村 庄彦
内閣総理大臣 福田 康夫貿易省組織令の一部を改正する政令といふが、
布する。

の一部を改正する政令といふ。

御 名 御 聞
平成二十年四月三十日
内閣総理大臣 福田 康夫
監 督

政令第六十四号

財務省組織令の一部を改正する政令

の政令は、平成二十年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

御 聞

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

医療審議会令の一部を改正する政令
内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十一条第一項の規定により、「」の政令を制定する。

医療審議会令(平成十一年法律第九十号)の一部を次のとおり改正する。

内閣第三条中「平成二十一年四月三十日」が「平成二十三年四月三十日」と改められ。

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

財務省組織令の一部を改正する政令

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の政令は、平成二十一年四月一日からの施行である。

内閣総理大臣 福田 康夫

監 督

内閣総理大臣 福田 康夫

の